

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

令和7年8月29日

鉏路市議会議長 畑中 優周 様

会 派 名 自民市政クラブ

代表者名 大澤 恵介



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受 命 者	高橋 一彦
出 張 先	名古屋市
期 間	令和7年8月22日～令和7年8月24日（3日間）
用 務	第16回生活保護問題議員研修会
調査（研修） 結果等の概要	別紙参照
備 考	

- 注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書（原本）とともに会派で保管すること。
- 2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

第16回生活保護問題議員研修会

地域から変える

「生活保護をあたりまえ権利に」

記念講演

(データが語る生活保護行政の実態から
自治体の運用格差とその影響)

(ナショナル・ミニマムとしての
生活保護基準の歴史とあるべき姿)

日 時

2025年8月23日(土)
10時から16時40分まで

場 所

ポートメッセなごや・コンベンションホール

参加者

高橋 一彦

講演報告書

生活保護制度は全国の市町村が実施主体となり、それぞれの自治体で運用が異なっています。

このため、生活保護の実施状況に自治体間の差が生じており保護率や保護費の支給額などに差異がみられます。

この運用格差は、各自治体の人口構成経済状況、生活保護に対する意識など、様々な要因によっていると考えられます。

生活保護の最新情報として2025年10月から生活扶助に2年間期限付きで1500円の加算が行われることが決まりました。

また、2025年2月の生活保護受給者数は減少傾向にありますが、申請件数は増加傾向にあります。

去年1年間の生活保護の申請件数は前の年より0,3パーセント増えて25万件を超え、この12年間で最っとも多くなっています。

厚生労働省は「単身世帯の増加や物価高の影響など、さまざまな要因の影響で申請が増えている可能性がある」とコメントしています。

厚生労働省によると、去年1年間に全国で生活保護が申請された件数は速報値で25万5897件と前年度と比べ818件、率にして、0,3パーセント増えています。

生活保護の申請件数は現在の方法で集計始めた2013年以降で見ると6年連続で減少し、新型コロナ感染拡大が2020年から5年連続で増加していて比較が可能なこの12年間で最も多くなっています。

また、去年12月の時点で生活保護を受給している世帯は全国で16万2199世帯と前年の同じ月と比べて1579世帯、率にして0,1パーセント減少しています。

特に高齢者の単身者が84万415世帯と、全体のおよそ半数をしめています。

生活保護基準の歴史とあるべき姿

生活保護基準は、国民の生存権を保障するため、国が生活の困窮する人々に対して最低限度の生活を保障する基準です。

その歴史は戦後の混乱期、「生活の保障を要する状態にある者」を救済するために制定された旧生活保護法になります。

その後、憲法25条の生存権に基づき、生活困窮者を国の責任で救済するという画期的な制度として、生活保護法が制定されました。

現状の課題として、生活保護基準は時代とともに変化する社会情勢や国民のニーズに合わせて、常に検討・改善していく必要があり、保護基準の適正化と同時に受給者の自立を支援するための施策を強化することが重要と考えられます。

具体的な課題として、保護基準の算出方法に関する議論、最低生活費の算出方法や、地域差を考慮した基準設定、自立を阻む要因の解消、就労支援の強化や住居確保、教育支援、偏見や誤解の解消として生活保護に対する社会的な理解を深めるための啓発活動が重要と考えられます。

現在の生活扶助改定方式には生存を維持する「絶対水準」を割り込むリスクがあり、住宅扶助基準も地域の実態家賃が保障されているとは言い難い状況であり、有識者から歴史と現状を踏まえてあるべき姿を考えるべきであると思われる。

令和4年、厚生労働省が発表した資料によると、生活保護自給者数は164万世帯で高齢者世帯が増加している一方、母子世帯は減少傾向が続いています。

そして、生活保護を受けてる人の半数は65歳以上の方であります。

生活保護制度の就労支援の課題として、自給者の高齢化や障害者、長期離職者、ひきこもりなど就労に向けて課題を抱えている者の割合が増加している現状にあり、就労意欲を失い、日常生活や社会生活の自立に向けた支援が必要な者等が少なくないことを踏まえ、利用本人

の状況や能力、本人の意向を十分把握した上で「多様な働き方」に向けた支援を行う必要があると考えます。

生活保護制度は誰でも受けることのできる権利ですが、生活保護に対しての偏見が世間全体ないとは言い難く、生活に困難を感じている人や支援が必要な人が、生活保護制度の申請を遠慮してしまう、できないという現状があります。

また、行政の問題として、一部の自治体で生活保護受給者への対応にバラつきがあり、高圧的で不適切な対応をされたという案件も少なくありません。

利用者を毎日来所させ保護費を分割支給したことや、満額の支給をしなかった事例、誤った説明を行い生活保護制度の申請を受理しなかった事例など不適切な対応が相次いでいます。

また、「運転記録を提出しなかったことで保護停止」をした自治体など、不適切な保護打ち切りは違法だとして裁判で損害賠償を支払うよう命じられた事例もあります。

これらの問題には不正自給の取り締まりの強化という背景があることや、ケースワーカー個人の資産の問題ではなく研修不足など自治体の体制の部分が大きく、第三者委員会を設置などして生活保護の適正化を図る自治体もあります。

高齢、障害、子ども、生活困窮、ひっこもりや地域から孤立している者など様々な課題が複合化し、従来の縦割り制度では十分に対応しきれない問題を踏まえて、地域全体で自分ごととして捉え、課題を解決すべく行政と民間が協働して地域福祉を推進する体制を整備しなければならないと思われる。